

個人情報保護審査会（第70回）会議議事録

- 1 日 時 令和2年1月28日（火）
午後1時30分から午後2時31分まで
- 2 場 所 市議会庁舎3階第二委員会室
- 3 出席者 個人情報保護審査会 小磯会長、木村委員、小林委員、長谷川委員、
西村委員
事務局 小坂課長、塩野課長補佐（行政管理課）
阿佐美課長（情報政策課）
説明者 大谷課長補佐、阿部副主幹（財政課）
酒井課長補佐、田中主事（生活課）
石坂課長補佐（市民課）
萩原副主幹（文化国際課）
筑井係長、久住主任（社会福祉課）
望月課長補佐、笹本課長補佐（長寿包括ケア課）
五畷副参事（介護保険課）
小林課長補佐、栗原係長（障害福祉課）
関川係長、黒岩主任（道路管理課）

4 次 第

- (1) 開会
(2) 審議・報告事項
個人情報取扱事務開始届等について
(3) その他
(4) 閉会

5 議事録署名人について

会長が議事録署名人に小林委員を指名した。

6 審議・報告事項について

個人情報取扱事務開始届等について

情報政策課長から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届（介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）以下6件）、個人情報取扱事務変更届（高齢者施策推進協議会委員選考事務以下4件）及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書（同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの196件）について報告があった。

○主な質疑

【災害救助経費求償用務及び義援金配分事務】

(長谷川委員)

両事務について今回提出された目的外利用等届出書の台風19号の対応に限らず恒久的な事務としての届出ということによろしいでしょうか。

(情報政策課 阿佐美課長)

契機とすると今回の台風19号ですが、恒久的な事務としての届出となります。

(長谷川委員)

台風19号で初めて生じた事務ということでしょうか。

(財政課 大谷課長補佐)

その通りです。

(小磯会長)

災害救助経費求償用務について群馬県へ求償を求めている経費はどのようなものがありますか。

(財政課 阿部副主幹)

今回の台風19号における対応で次の経費を群馬県に求償しております。1つは避難所の設置に要した経費で、避難所に避難した被災者に貸与した毛布のクリーニング、リパックの費用の求償をしております。また救助事務費として救難所の設置に従事した市の職員の時間外勤務手当または災害出動手当、加えて赤城少年自然の家を指定避難所として開設・運営を指定管理者に委託しておりますので、追加で支払った業務委託料についても求償しております。

【介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）】

(小磯会長)

事務の目的で高齢者自身が支援する側に回るよう参加、活動の視点を取り入れながら介護予防を目指すとはありますが、実際にはどのような活動を行っていただくようなイメージでしょうか。

(長寿包括ケア課 望月課長補佐)

高齢者が増えていく中、地域で互助をとということで市で作成したピンシャン！元気体操を地域で広めていただきながら地域で通いの場を作りつつ介護予防に努めることを想定しています。

【駅前駐輪場・駐車場監視カメラ設置・運営事業】

(長谷川委員)

駐車場、駐輪場の他にトイレにもカメラを設置するということで変更届出がされておりますが、何かトイレに設置することとなった経緯、理由があるのでしょうか。

(道路管理課 関川係長)

設置の経緯ですが、平成30年10月に駒形駅北口の身障者用トイレで清掃業者より誰かが中に入ったきり出てこないと通報があり、警察及び消防立ち合いの下扉を壊して確認したが、中には誰もいなかったということがありました。この経緯を踏まえ公衆トイレの入り口に監視カメラを設置することで、施設の安全管理を図りたいということです。

(長谷川委員)

駒形駅のトイレのみ設置ということでしょうか。

(道路管理課 関川係長)

道路管理課で所管している駒形駅北口、南口のトイレと前橋大島駅の北口のトイレに設置しようとするものです。

(小磯会長)

2駅のトイレについては前橋市の道路管理課が管理しているということですが、他の駅はどちらが管理しているのでしょうか。

(道路管理課 関川係長)

所管が複数部署にまたがっておるのが実態でして、参考までに前橋駅の公衆トイレはごみ減量課が所管しております。

【目的外利用等届出に関する質問】

(小磯会長)

目的外利用のNo. 15、17及び18いずれも時限的な提供ということですが、No. 15、17と18で提供期間が異なるのは、老人福祉計画・第8期介護保険事業計画との兼ね合いでそのようになっているのでしょうか。

(介護保険課 五畠副参事)

介護保険制度が2000年に始まって以降、計画については3年ごとに見直しを行っております。再来年から始まる第8期の計画を立てるにあたり時限的に利用をいたします。提供年月日が異なるのは計画を策定する見込みの期間を届出でているためです。

(長谷川委員)

目的外提供のNo. 154から158の届出について条例第8条第2項第2号に基づき本人に同意をとり提供をしているものですが、どのように同意について確認されているのでしょうか。

(情報政策課 阿佐美課長)

相談はすべて電話によるもので、都度口頭により本人の同意を得ているものです。

(長谷川委員)

相談の時点で県や総務省に報告しますとお話しされているということでしょうか。

(情報政策課 阿佐美課長)

消費トラブルがあった際にしかるべき機関に報告し適切な対応をするための情報収集ということですので、要請があった場合の情報提供に対する同意を相談の段階で消費者から得ているということ承知しております。

【条例第8条第2項第7号に基づく目的外利用等届出書】

(小磯会長)

目的外利用のNo. 173について、条例第8条第2項第5号に基づき他に提供することに相当な理由があると判断できる場合もあるかと思いますが、提供先である日本赤十字社群馬県支部前橋市地区の地区長が前橋市長ということで、自身で提供の判断をする形を避けることから審査会の意見を聞いた上での提供が適切であろうということですが、いかがでしょうか。

(特に意見なし)

(小磯会長)

公益的にも問題ないと評価されますし、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと判断できますので届出の通り事務を進めていただきたいという意見を出したいと思います。No. 174から177について1つは群馬県在宅重度障害者介護手当の受給にあたって受給資格の確認を行うというもの、それに加え受給資格がある人で障害福祉サービスを利用していない理由について確認をしたいということです。この点についてご質問、ご意見はありますでしょうか。

(西村委員)

群馬県在宅重度障害者介護手当の支給は毎年行われているものでしょうか。

(障害福祉課 栗原係長)

毎年、対象者に6万円支給しているものになります。

(西村委員)

手当の受給は毎年行われているが、令和元年度のみ受給資格の確認を行ったということでしょうか。一時的な提供とありますが、通常は受給資格について定期的に確認をする必要があるのではと考えますがいかがでしょうか。

(障害福祉課 栗原係長)

障害福祉サービスを利用していない理由については昨年度アンケートという形で求められましたが、回答はいたしませんでした。今年度は調査という形で照会があった為回答するものになります。

(西村委員)

一時的な情報提供ということですが、過去又は将来的に同様の受給条件を確認するような情報提供は行われておらず、今後また行われることはないということでしょうか。

(介護保険課 五畷副参事)

県から名簿提供され、その方についてサービスを利用しているかという確認に回答したものですので、一時的な情報提供という届出としており、市で恒常的に対象者の名簿を持っているということではありません。

(小磯会長)

本件について受給資格だけであれば毎年依頼があった分だけ提供すればよいのですが、障害福祉サービスを利用していない理由の提供について今回確認する必要があるということでしょうか。

(障害福祉課 栗原係長)

その通りです。

(小磯会長)

手当の受給資格については従前から年に1度提供を行っていたということでしょうか。

(障害福祉課 栗原係長)

その通りです。

(小磯会長)

そちらを踏まえてご意見がありましたらお願いいたします。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

障害者の介護手当を適正に支給することにつながり、障害福祉サービスを受けていない理由が正当なものか確認し利用を促すことから公益的な必要性がある情報提供かと思います。特にご意見が無ければ提供は相当であると判断したいと思いますがよろしいでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

N o . 1 7 4 から 1 7 7 につきましても審査会として提供は相当であると意見を出したいと思いますので事務を進めていただければと思います。

7 その他

議事録の取扱いについて

議事録の取扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から了

承された。

- ・事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られたら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。

8 閉会 午後2時31分